

令和6年度宗務計画書

所管部署	教学部学事課	作成日	2024/4/1
------	--------	-----	----------

業務名	師家養成業務	業務事業コード	C072
-----	--------	---------	------

実施根拠	■宗制 □内規 □その他（ ）		
	規程等の名称	曹洞宗教育規程 第47条～第54条、曹洞宗師家養成所細則	

直接経費の予算科目

会計区分	歳出科目	款-項-目-節	科目名
一般会計	経常部	11-2-1	特別僧堂特別尼僧堂費
一般会計	経常部	12-1-1	師家養成費
一般会計	経常部	12-1-2	師家養成所運営委員会費

宗務計画

【業務の目的】

師家を目指す者の人材育成のために特別僧堂及び特別尼僧堂を設置し、また僧堂に勤務する者及び勤務しようとする者の資質向上のために師家養成所を設置する。

特別僧堂・尼僧堂及び師家養成所を設置することにより、宗門の善知識である師家が創出されうる環境整備を目的とする。

【業務の内容】

<特別僧堂・尼僧堂>

特別僧堂は兩大本山に、特別尼僧堂は適当な施設にそれぞれ設置する。

安居者は2等教師以上の僧階を有する者の内から堂長が選考し、3年間実践参究することとする。

必要となる課程は僧堂に一任し、学事課は僧堂設置及び奨学に係る経費を支出する。

課程の修了者で教学部長が指示する僧堂に講師として3年以上勤務した者は、准師家資格が認定される要件の一つを満たすことができる（曹洞宗師家規程第5条第2項第1号）。

<師家養成所>

宗務総長が所長となり、師家の資格を持つ者を主として役員に選出する。

修行期間は4年とし、年間の開設期間は3か月以上とする。

1等教師以上の僧階を有し、僧侶教育施設の長の推薦がある者のうち内局が選考した者が入所する。

養成所修了者はこれにより、准師家資格が認定される要件の一つを満たすことができる（曹洞宗師家規程第5条第2項第2号）。

学事課は運営委員会を開催し養成所の運営方針を定め、講師依頼、会場使用、参加者補助等に対して経費を支出している。

なお、令和6年度は皓台寺専門僧堂に設置している。

【成果目標・実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別僧堂・尼僧堂 の設置数	実績	3	3	3	3	
	目標値	3	3	3	3	3
年度を通しての師 家養成所の開設数	実績	0	3	3	3	
	目標値	3	3	3	3	3

【活動目標・実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別僧堂・尼僧堂安居者数	7	8	6	3	
特別僧堂・尼僧堂修了者数	7	8	6	3	
師家養成所入所者数	0	7	8	3	
師家養成所修了者数	0	7	8	3	

※特別僧堂・尼僧堂にかかる当該年度の支出は、前年度の学事報告書に基づく金額の支出とする。

【予算額・内訳】

千円(百円以下は四捨五入)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	直接経費	6,495	16,019	15,906	16,981	17,790
	人件費	-	-	-	1,420	1,219
	合計	6,495	16,019	15,906	18,401	19,009

【執行額・内訳】

千円(百円以下は四捨五入)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
執 行 額	直接経費	5,048	12,075	10,322
	人件費	-	-	-
	合計	5,048	12,075	10,322